

さいたま市水道局業務委託最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市水道局が発注する設計・調査・測量（建設工事に伴うものを除く。）、その他の業務委託（以下「業務委託」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号）第24条第4項及び第5項の規定に基づく、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めた場合における最低制限価格制度の執行に関し必要な手続きを定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 競争入札による業務委託の請負契約（委任契約を除く）を締結しようとする場合で、次に掲げる業務のうち、当該業務を所管する部長又は水道局契約審査委員会が当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めた場合に適用する。

- (1) 建物管理等業務
- (2) 警備業務
- (3) 清掃業務
- (4) 電算業務
- (5) その他管理者が必要と認める業務

(最低制限価格設定の手続)

第3条 業務委託を所管する課長は、当該請負契約について、最低制限価格を設定する必要がある場合には、次の各号に掲げる区分により最低制限価格設定の承認を得るものとする。

- (1) 500万円未満の業務委託 業務を所管する部長
- (2) 500万円以上の業務委託 さいたま市水道局契約審査委員会

2 業務委託を所管する部長は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めた場合は、予定価格書に次条に定めた基準に従い、最低制限価格を定めるものとする。

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、個々の契約内容を考慮して合理的に定めなければならない。

(1) 人的サービスを主体とする業務

人件費相当額×108/100

ただし、この額が予定価格の6/10に満たないときは予定価格に6/10を乗じた額。

(2) その他の業務

予定価格の額の6/10の額を下らない額で業務委託を所管する部長が定めた額。

(告知の方法)

第5条 契約主管課長は、第3条の規定により最低制限価格を定めた場合、当該競争入札が最低制限価格を採用している入札である旨、入札参加者に告知しなければならない。

(落札者の決定)

第6条 第3条の規定により最低制限価格を定めた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、平成26年2月20日以後に契約を締結し、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）が行われる委託業務の委託契約に係る競争入札の執行における最低制限価格の設定については、第4条第1号中「105分の100」とあるのは「108分の100」として、これらの規定を適用する。

3 平成26年2月20日以後に締結する委託業務の委託契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合で、当該契約に係る競争入札の執行において同日前に行われる課税資産の譲渡等に係る金額と、同日以後に行われる課税資産の譲渡等に係る金額の内訳を提出させる場合における当該契約に係る競争入札の執行における最低制限価格の設定については、第4条第1号中「人件費相当額×105/100」とあるのは、「人件費相当額のうち、平成26年4月1日前に行う課税資産の譲渡等に係るものとして積算した人件費相当額×105/100に、同日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして積算した人件費相当額×108/100を加算した額」として、これらの規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行し、6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に2項を加える改正は、平成26年2月20日から施行する。